

市街化区域以外の農地が対象です

# 農地中間管理事業 を活用し 農地の貸借を進めましょう!



- 農地中間管理事業とは、(一社)東京都農業会議が、農地所有者の方から農地を借り受け、その農地を規模拡大を目指している認定農業者・認定就農者や新規就農希望者などの担い手に貸し出す事業です。
- 市街化区域以外の農地の貸借は、農地法第3条による許可を除き、農地中間管理事業による手続きとなります。

一般社団法人 東京都農業会議 (農地中間管理機構)



# 農地を貸したい人の 安心! 確実! な8つのメリット

1

法律に基づく安心の貸借です。

2

貸付け終了後は、確実に農地が返還されます（更新も可）。

3

手数料不要で手続きを代行します。

4

有償の貸借の場合は、賃料が確実に支払われます。

5

共有農地でも、条件次第で最長40年までの期間で貸借ができます。

6

（一社）東京都農業会議が農地をいったん保有し貸付け先を探すこともできます。※最長1年、条件あり

7

相続税納税猶予の適用農地を貸借した場合も猶予が継続します。

さらに…

8

10年以上の貸借の場合、**農地長期貸借促進奨励事業**の対象となります ※下記要件あり

## ◆農地長期貸借促進奨励事業の要件

(1) 対 象：農地中間管理事業を活用し貸借した市街化区域以外の農地

(2) 貸借期間：10年以上

(3) 借受者が以下に該当すること：

①認定農業者 ②認定新規就農者

③地域計画のうち目標地区に位置付けられている又は位置付けられることが確実と見込まれる者及び法人 ほか

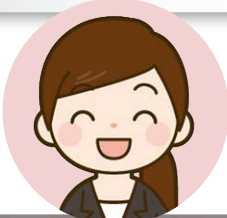
※いずれも、借受者(法人の場合は代表等)と農地所有者が二親等以内の親族でないこと

(4) 交 付 額：

①農振農用地 10アールあたり 400,000円

②農振農用地以外 10アールあたり 200,000円

(5) 申 請：貸付開始後3ヶ月以内に申請が必要です。



詳しくは、（一社）東京都農業会議ホームページをご覧ください  
<https://www.tokaigi.com/pages/212/>





# 農地を借りたい人の 安心！便利！な6つのメリット

1

借受け農地が見つかる可能性が広がります。

2

期間中は安心して耕作ができます。

3

手数料不要で手続きを代行します。

4

農地所有者との交渉は(一社)東京都農業会議や市町村等が行います。

5

口座引き落としにより忘れずに賃料の支払いができます。

※手数料は原則不要

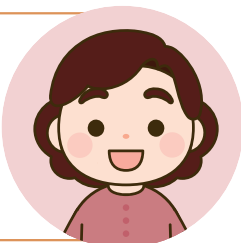
6

農地所有者の意向によっては、賃料不要の契約もできます。

農地を

貸す

までの  
ステップ



市町村、農業委員会または(一社)東京都農業会議にご相談の上、貸付けの希望をお伝えください。

貸付けを希望する農地の現状・利用状況・権利関係についての確認や希望する賃料・貸借期間などをお伺いします。

※確認の結果、借受けができないことがあります。

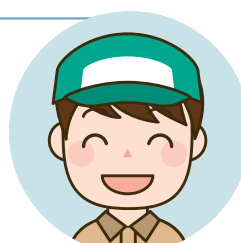
市町村等と連携し、貸付けに向けた協議を行います。

マッチング成立後、貸借の手続きを行います。

農地を

借りる

までの  
ステップ



市町村、農業委員会または(一社)東京都農業会議にご相談の上、借受けの希望をお伝えください。

市町村と連携し、借受けに向けた協議を行います。

主な貸付けの基準

- ① 将来の農業を担う者などであること。
- ② その農地の全部を効率的に耕作することが認められること。
- ③ 農作業に常時従事できる者。
- ④ 地域計画のうち目標地図に位置付けられた者。  
など

※都内の農地の平均賃料は10aあたり10,000円/年程度です(地域によって異なります)  
※賃借権を設定する場合は、双方の合意なく貸借の解除はできません(一部法人を除く)

## 地域計画の区域内において重点的に事業を実施します！

- 地域計画とは、農業経営基盤強化促進法第18条にもとづき、地域の農業を将来にわたって続けていくために、農業者や地域の方々が「誰が・どの農地で・何をつくるか」を話し合っつくる将来計画です。
- 農地中間管理機構は、地域計画の区域内において農業委員会と協力し、積極的に農地所有者等と貸借の協議を行っていきます。
- 所有者不明農地や共有者不明農地の場合も、所定の手続きにより農地を最長40年まで借受けすることがあります。

※地域計画の区域外においても、農地中間管理事業の活用ができます

## 農地は荒らさずに！

耕作を続けることが困難な農地をお持ちの場合は、農地の貸借について下記までご相談ください。

- **農地の所有者などは農地を適正に利用する「責務」があります。**

農地法1条には「農地は国民のための限られた資源であり、かつ地域における貴重な資源」であることが明記され、農地を所有している者など（農地を借りて耕作している者など含む）は、「農地を適正かつ効率的に利用しなくてはならない責務」があると農地法2条の2に規定されています。

- **法律により手続きをせずに農地の貸借を行ってはいけません。**

手続きをしない農地の貸借は、法律違反となります。農地中間管理事業など正しい手続きで安心できる農地の貸借をしましょう。

### お問い合わせ先

**市役所・町村役場 農業担当課**もしくは**農業委員会**  
または、**一般社団法人 東京都農業会議（農地中間管理機構）**まで

連絡先：一般社団法人 東京都農業会議

〒151-0053 東京都渋谷区代々木3-25-3

あいおいニッセイ同和損保新宿ビル10階

TEL:03-3370-3047/FAX:03-3379-7627

URL:<https://www.tokaigi.com/>

E-mail:[chukan@tokaigi.com](mailto:chukan@tokaigi.com)



2025.6

R70

